

第 2 7 回大空町農業委員会総会議事録

令和 7 年 8 月 1 8 日 第 2 7 回大空町農業委員会総会は、大空町役場 3 階 1 号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1 番 斎 藤 宏 幸	2 番 上 田 英 樹	3 番 渡 辺 誠
4 番 古 田 牧 子	6 番 渡 邊 恵 二	7 番 小 川 一 浩
8 番 福 田 英 信	9 番 福 田 重 幸	1 0 番 佐久間 仁
1 1 番 増 子 昭 雄	1 2 番 真 鍋 剛	1 3 番 佐々木 経 一
1 4 番 森 英 章	1 5 番 仲 西 政 克	1 6 番 高 橋 敬 義
1 7 番 長 尾 照 幸	1 8 番 追 分 敏 行	2 0 番 遠 藤 哲 也
2 1 番 佐 野 一 義	2 2 番 先 崎 教 之	2 3 番 丹 羽 真 治
2 4 番 石 田 正 俊		

(2) 欠席者

5 番 児 山 高

2. 職員等の出欠状況

事務局長 石川 大樹
主 事 佐々木 佑弥

主 査 戸井 裕之

主 事 仙石 陸

第 27 回大空町農業委員会総会議事録

午後 1 時 00 分

石川局長	午前中のパトロールお疲れ様でございました。 ご案内の時間がまいりましたので、ただいまから第 27 回大空町農業委員会総会を開催いたします。 会議日程 2、憲章朗読でございます。 全員で前文から朗読いたしたいと存じます、よろしくお願い申し上げます。 (農業委員会憲章朗読)
石川局長	次に、開催にあたりまして石田会長よりご挨拶申し上げます。
石田会長	皆さんこんにちは。 何かとお忙しい中、委員の皆様におかれましては、第 27 回農業委員会総会への出席、誠にありがとうございます。 午前中には、各地区全体での農地パトロールを行い、全地区をまわり農地等の確認を行いました。委員の皆様におかれましては、忙しい中での農地パトロール、どうもご苦労さまでした。 本年の小麦の収穫は、東藻琴地区は 18 日から、女満別地区は 19 日からと過去に例がないほど早くから始まり、8 月初旬には春小麦も含めまして収穫が終了いたしました。収量・歩留りにつきましては、干ばつまた熱波の影響もありまして、思わしくない結果になったのではないかと考えております。また、玉葱・芋については、収穫も始まっているところでございますが、こちらも干ばつの影響を受けまして、かなり小玉で収穫量が平年を下回るのではないかと心配しているところであります。 最近になりまして、雨が降る日が多く作業も中断しがちですが、今後本格的に収穫作業が始まり、皆様お忙しくなりますが、お身体に気をつけて作業されて、よい出来秋を迎えられますことをご祈念申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。 この際、活動状況報告を行います。 事務局長。
石川局長	先月総会以降の活動状況報告について、お手元に配付の資料によりご説明いたします。 (活動状況報告報告説明)

石田会長	ただいまより、第２７回農業委員会総会を開催いたします。 (午後１時０６分) ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。
石川局長	ただいまの出席委員は、２２名であります。 児山委員から欠席の旨、ご連絡がありました。 「大空町農業委員会会議規則第７条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件につきましては、議案第１号から議案第２号まで７件、報告案件で１件であります。 以上でございます。
石田会長	議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第１４条第２項」の規定に基づき議長において、１７番長尾委員、１８番迫分委員を指名いたします。 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係１番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和２７年法律第２２９号）第３条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和７年８月１８日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【議案第１号所有権移転関係１番朗読】 この案件につきましては、大空町の農地の売り払いに伴う新規案件でございます。図面につきましては、１ページに掲載しておりますので、ご確認ください。 この件につきましては、農地法第３条第２項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第２地区委員長より補足説明があればお願いします。

委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第 1 号所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、所有権移転関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
仙石主事	【議案第 1 号所有権移転関係 2 番朗読】 この案件につきましては、財務局の用地払い下げに伴い売買を行う新規案件でございます。図面につきましては、2 ページに掲載をしておりますので、ご確認ください。 この件につきましては、農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第 3 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)

石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第１号所有権移転関係２番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係１番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
戸井主査	【議案第１号利用権設定関係１番朗読】 この案件につきましては、経営規模拡大のための新規案件でございます。図面につきましては、３ページに掲載しておりますので、ご確認ください。 この件につきましては、農地法第３条第２項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますのでご審議願います。 以上です。
石田会長	この件について、第２地区委員長より補足説明があればお願いします。 す。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までと作付け、利用形態が変わらないため、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより、利用権設定関係１番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより、議案第１号利用権設定関係１番について採決します。 本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第２号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農

仙石主事	用地利用集積等促進計画について」を議題とします。 所有権移転関係 1 番から 4 番までについて、譲渡人が同一でありますので、一括して提案理由の説明を求めます。 事務局。 議案第 2 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について」農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 11 項の規定により、下記のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるよう農地中間管理機構に対し要請することについて審議を求める。令和 7 年 8 月 18 日提出 大空町農業委員会会長 石田 正俊。 【議案第 2 号所有権移転関係 1 番から 4 番朗読】 1 番から 4 番までの案件につきましては、農地売買等事業に伴います農業公社の売り渡しに係る案件となっております。 以上です。
石田会長	これより所有権移転関係 1 番から 4 番までについて質疑に入ります。
委員	（なしの声）
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号所有権移転関係 1 番から 4 番までについて採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	（異議なしの声）
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第 1 号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
仙石主事	報告第 1 号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則（平成 20 年農業委員会規則第 1 号）第 18 条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和 7 年 8 月 18 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。

石田会長 委員 石田会長	【報告第 1 号朗読】 以上です。 この件について何かご意見ございませんか。 (なしの声) これにて報告第 1 号については終了いたします。 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。これで総会を閉じます。 ご苦勞様でした。 (午後 1 時 2 1 分終了)
-----------------------------------	---